

平成28年12月12日

答申第740号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、内部監査室、経営企画局、総務局、人事局、経理局、関連事業局、視聴者総局企画推進室、情報公開センター、営業局の平成26年度の「部局目標、目標に対する実施状況、その測定、評価結果等」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち「部局目標」は、「平成26年度第4四半期業務報告」の「目標」および「取り組みの主なポイント」（以下、目標）と解して開示した。

一方、「目標に対する実施状況、その測定、評価結果等」は「平成26年度第4四半期業務報告」における部局目標に対する「26年度の主な設定指標等の変動について」および「26年度総括と今後の対応」（以下、達成状況）と解し、経営企画局、経理局、視聴者総局企画推進室、情報公開センターについては開示したが、内部監査室、総務局、人事局、関連事業局、営業局については、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号、2号、4号、5号および6号の不開示情報に該当する部分があるため、当該箇所をマスキングしたうえで一部開示した。

なお、総務局の達成状況のマスキング部分のうち、「車両業務関連」の車両の具体的な整備について記載されている箇所は、規程第3条1項1号の別表1のク「放送番組の制作または編成等に使用する設備、機材、システム等の運用に関する事項を記載した文書」に該当するため、対象外文書として取り扱った。

これに対して視聴者から、一部開示とした達成状況のうち、内部監査室および営業局のマスキング部分、総務局、人事局および関連事業局のマスキング部分の一部について、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、内部監査室のマスキング部分のうちの具体的な監査手法等が記載されている箇所は、開示することにより今後のNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に該当し、開示することができない。内部監査室のその余のマスキング部分は、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため開示することとする。

総務局のマスキング部分のうち、支局の移転等についての具体的な内容および局車についての検討内容が記載されている箇所は、開示することによりNHK内の審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるため

規程第8条1項2号に該当し、開示することができない。総務局のその余のマスク部分、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがなく、NHK内の審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれもないため、開示することとする。

人事局のマスク部分のうち、具体的な職員研修の内容、欠員情報および採用のノウハウが記載されている箇所は、開示することにより今後のNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に、職員制度の運用変更に関する情報および具体的な勤務状況が記載されている箇所は、開示することにより今後のNHK内の審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるため規程第8条1項2号に、それぞれ該当し、いずれも開示することができない。人事局のその余のマスク部分、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため開示することとする。

関連事業局のマスク部分のうち、NHK以外の法人等に関する具体的な情報が記載されている箇所は、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため規程第8条1項4号に該当し、開示することができない。関連事業局のその余のマスク部分、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため開示することとする。

営業局のマスク部分のうち、受信料収納の具体的な手法や今後の対応策が記載されている箇所は、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に、受信料の契約・収納業務の委託先であるNHK以外の法人等に関する情報が記載されている箇所は、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため規程第8条1項4号に、それぞれ該当し、いずれも開示することができない。営業局のその余のマスク部分、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがなく、NHK内の審議、検討または協議が円滑に行われることやNHK以外の法人等の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれもないため、開示することとする。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書(内部監査室および営業局の達成状況のマスク部分、総務局、人事局および関連事業局の達成状況のマスク部分の一部)のうち、内部監査室のマスク部分のうちの具体的な監査手法等が記載されている箇所は規程第8条1項1号に該当するため不開示とし、その余のマスク部分は開示することとしたこと、総務局のマスク部分のうちの支局の移転等

についての具体的な内容および局車についての検討内容が記載されている箇所は規程第8条1項2号に該当するため不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、人事局のマスクング部分のうちの具体的な職員研修の内容、欠員情報、採用のノウハウが記載されている箇所は規程第8条1項1号に、職員制度の運用変更に関する情報および具体的な勤務状況が記載されている箇所は規定第8条1項2号に、それぞれ該当するため、いずれも不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、関連事業局のマスクング部分のうちのNHK以外の法人等に関する具体的な情報が記載されている箇所は規程第8条1項4号に該当するため不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、営業局のマスクング部分のうちの受信料収納の具体的な手法や今後の対応策が記載されている箇所は規程第8条1項1号に、受信料の契約・収納業務の委託先であるNHK以外の法人等に関する情報が記載されている箇所は規程第8条1項4号に、それぞれ該当するため、いずれも不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成28年11月14日（第243回審議委員会）第750号諮問、審議
12月12日（第244回審議委員会）審議、答申